

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様と連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引先や企業規模を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の視点から、取引債のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- ・オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- ・取引先からの出向者をチーム化し、ものづくり改革活動など人材育成活動を推進する。
- ・取引先の生産工程の低炭素化に向けて技術協力など支援する。

2. 「振興基準」の尊守

新規事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を尊守し、取引サイトのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正

に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取り引いた以下の決定に当たっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな型を参考に型取引を行い、不要な方の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対し型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払いサイトを 60 日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな型に基づいた取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係継続等に配慮します。

2. その他

- ・事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」となるよう分かれています。
- ・約束手形の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2023年3月28日

株式会社リゲッタ 代表取締役社長 高本泰朗